

# 学校いじめ防止基本方針

須賀川市立小塩江中学校

## I いじめ問題に関する本校の基本的なとらえと考え方

### 1 いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

### 2 いじめの基本認識

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 未然防止に向けた取組み

### 1 子どもや学級の様子を知る

- (1) 教職員の気づきが基本
- (2) 実態把握の方法
  - ① 定期的なアンケートを実施するとともに、必要に応じて随時教育相談を行う。
  - ② 家庭訪問や個別懇談で、保護者との意思疎通を図る。
  - ③ 配慮を要する子どもの進級、進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

### 2 「わかる、できる授業」を充実させる

- (1) どの子どもも参加、活躍できる授業の工夫
- (2) 安心して発表でき、よさを認め合える学習集団作り

### 3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りを心がける

- (1) 主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとることができる「心の居場所づくり」を重視する。
- (2) 教職員が子どもたちに対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することにより、子どもたちに自己存在感や充実感を与え、いじめの未然防止に努める。

#### 4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- (1) 人権教育を充実させる。
- (2) 道徳教育を充実させる。
- (3) 情報モラル教育を充実させる

#### 5 保護者や地域の方への働きかけ

- (1) 保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- (2) 保護者研修会の開催や学校、学年だより等による啓発を積極的に行う。特にネットいじめの未然防止のため、以下について理解を促す。
  - ① 子どもたちのパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に、携帯電話を持たせることの必要性について、検討すること。
  - ② インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有のトラブルが起きているという認識をもつこと。
  - ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

### Ⅲ 早期発見

#### 1 教職員のいじめに気づく力を高める

- (1) 子どもたちの立場に立つ。
- (2) 子どもたちを共感的に理解する。

#### 2 早期発見のための手立て

- (1) 子どもたちがいるところには、教職員がいることを目指し、休み時間の雑談や遊びの機会に、子どもたちの様子に目を配る。
- (2) 教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる。
- (3) 集団を見る視点をもつ。
  - ① 小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、いじめが発生しやすくなる。発達時期をどのように過ごしてきたか、担任を中心に情報収集する。
  - ② 学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどうか。
  - ③ 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- (4) 生活記録ノートや部日記を活用し、担任・顧問と子ども・保護者が日頃から連絡を密にする。
- (5) 日常の生活の中で教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- (6) 定期的な教育相談週間を設けて、子どもを対象とした教育相談を実施する。  
(5月・11月)
- (7) いじめ実態調査を含む生活に関するアンケートを年7回実施する。  
(5月・7月・9月・11月・12月・1月・3月)
- (8) 登下校の様子について、見守り隊など地域から情報を得る。

### 3 相談しやすい環境づくりをすすめるために

(1) 本人からの訴えには、

- ① 心身の安全を保証する。「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」
- ② 事実関係や気持ちを傾聴する。「あなたを信じているよ。」

(2) 周りの子どもからの訴えには

- ① いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ② 勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

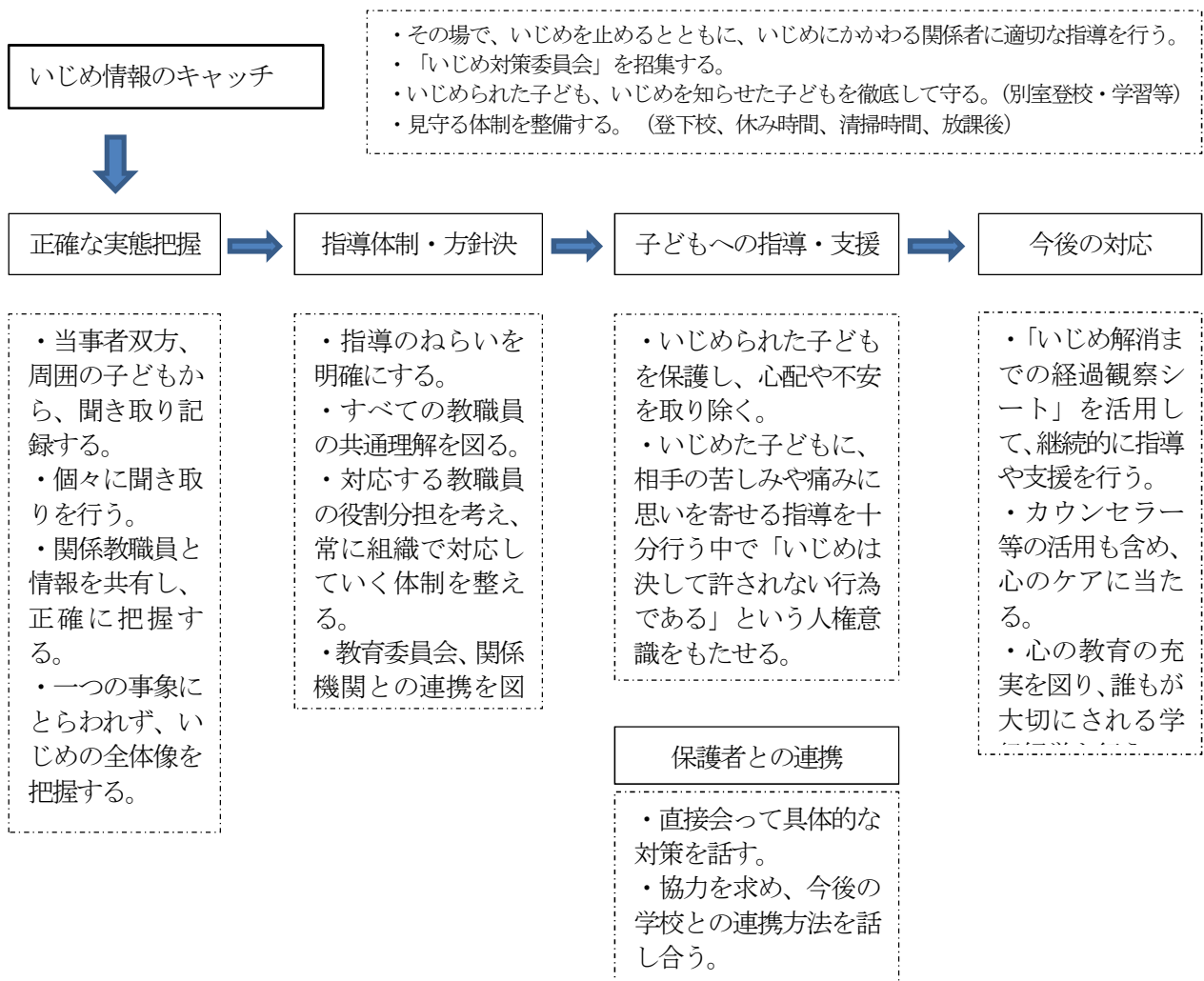
- ① 日頃から信頼関係を築く。
- ② 問題が起こっていないときにも良いところや気になっているところ等、学校の様子を知らせておく。
- ③ 保護者の気持ちを十分に理解して接する。

(4) スクールカウンセラーの活用

- ① スクールカウンセラー来校日を保健日よりや学校ホームページでお知らせし、相談しやすい状況をつくる。
- ② スクールカウンセラーとの定期相談を行う。

## IV 早期対応

### 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時に把握すべき情報

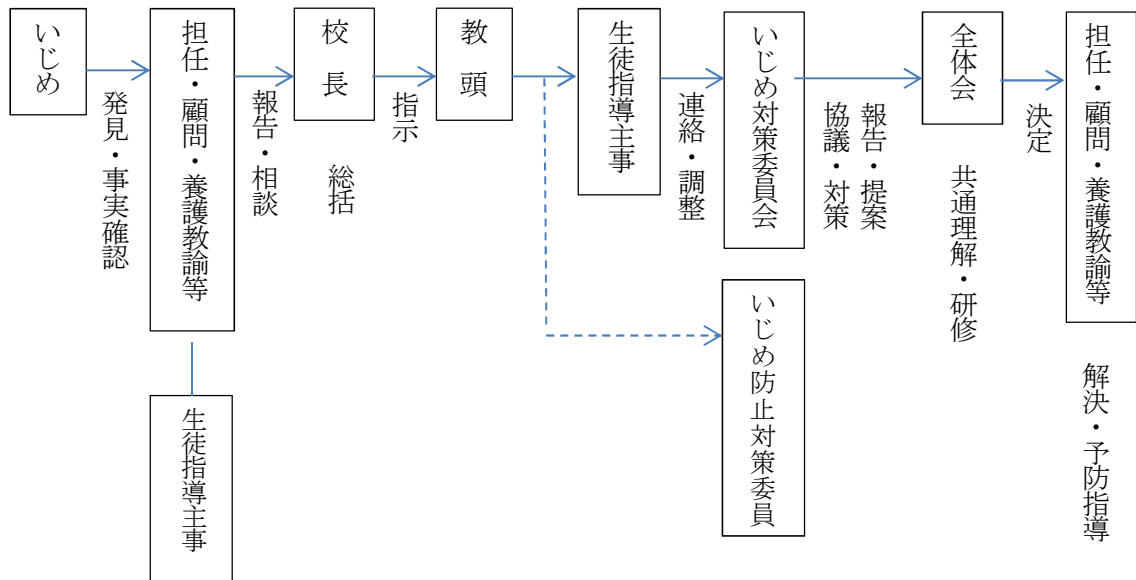
把握すべき情報

- ・ 誰が誰をいじめているか? . . . . . 【加害者と被害者の確認】
- ・ いつ、どこでおこったのか? . . . . . 【時間と場所の確認】
- ・ どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? . . . . . 【内容】
- ・ いじめのきっかけは何か? . . . . . 【背景と要因】
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか? . . . . . 【期間】

子どもの個人情報  
は、その取扱いに  
十分注意す  
ること。

## VI 組織

### 1 いじめ問題に取り組む体制



### 2 いじめ防止対策委員会の構成員

- 教職員 校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学級担任（いじめ対策委員会）
- 保護者 PTA 会長
- 地域住民 民生委員
- スクールカウンセラー

### 3 活動内容

- (1) いじめ対策委員会は、週1回の定例会を実施し、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、市教委及び須賀川警察署等と連携して対処する。